

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（昭和三十三年十二月青森県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「四十八人」を「四十六人」に改める。
 第二条中「並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）附則第三条」を削る。

別表を次のように改める。
 別表（第二条関係）

選挙区		議員数
名称	区域	
青森市	青森市 東津軽郡平内町 東津軽郡今別町 東津軽郡蓬田村 東津軽郡外ヶ浜町	十一人
弘前市	弘前市 中津軽郡西目屋村	六人
八戸市	八戸市 三戸郡階上町	八人
黒石市	黒石市	一人
五所川原市	五所川原市 北津軽郡中泊町	二人

(可 決)

上北郡	南津軽郡及び北津軽郡	平川市	つがる市	むつ市	三沢市	十和田市
上北郡野辺地町 上北郡七戸町 上北郡六戸町 上北郡横浜町 上北郡東北町 上北郡六ヶ所村	南津軽郡藤崎町 南津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町	平川市 南津軽郡大鰐町	つがる市 西津軽郡鰯ヶ沢町 西津軽郡深浦町	むつ市 下北郡大間町 下北郡東通村 下北郡風間浦村 下北郡佐井村	三沢市 上北郡おいらせ町	十和田市
三人	二人	二人	二人	三人	二人	二人

三戸郡	三戸郡三戸町 三戸郡五戸町 三戸郡田子町 三戸郡南部町 三戸郡新郷村	二人
-----	--	----

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に県議会議員の職にある者に係る県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数については、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

提案理由

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数を改めるため提案するものである。

(第325回定例会・発議第1号・田中順三外35名提出)

(否 決)

日米一体の大軍拡”ミサイル列島“づくりの中止を求める意見書

自民党政治が安保法制＝戦争法を強行（2015年9月）し、それまで憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使を可能にしてから10年。さらに安保3文書を策定（22年12月）し、これも違憲としてきた「敵基地攻撃」能力の保有に足を踏み出してから3年が経過しました。日本を「平和国家」から「戦争できる国」に、そして「戦争する国」へと大変貌させる道を突き進んできたと言えます。

そんな中で、昨年11月7日の衆院予算委員会で高市首相の口から“台湾有事は存立危機事態”発言があり、安保法制で導入された「存立危機事態」と政府が認定すれば、日本自身が攻撃されていなくとも、集団的自衛権の行使により自衛隊が中国を攻撃できるとの表明であり、東アジア地域の軍事的緊張を高めてしまいました。

防衛省は昨年8月末、「敵基地攻撃」能力である長射程ミサイルの当面の配備場所を発表しました。日本全域を外国の領土を攻撃するための拠点にするもので、“ミサイル列島”づくりと呼ぶしかない重大な局面を迎えています。まさしく「平和国家」「専守防衛」を掲げてきた日本で実際に進んでいる実態です。それでもまだ足りないとして「敵基地攻撃」態勢をどこまでも強化していくとの宣言が、自民・維新の連立合意文書であり、安保3文書の改訂です。

高市政権は25年度補正予算で、関連経費を含む軍事費を1.1兆円も積み増し、国内総生産（GDP）比2%達成の2年前倒しを強行しましたが、第2次トランプ政権の強力な圧力の下、さらに安保3文書改定でGDP比3.5%にまで増やそうとしています。

軍事費GDP比3.5%となれば、約2.1兆円という途方もない額となります。それは、医療、介護、生活保護の国の予算の合計、約1.8兆円を軽く超える規模となります。

安保3文書策定直後、2022年12月18日付「東京新聞」で東大教授の石田淳氏は「敵基地攻撃能力を保有しても、日本の安全は高まらないと考える。攻撃を受けた時に限って武力行使をするとした専守防衛という長年の信頼が低下し、他国の不安を掻き立てる。周辺国との緊張が激化して、さらに軍備競争が加速する「安全保障のジレンマ」から抜け出せなくなるからだ」「敵基地攻撃能力を保有すれば、軍拡競争は加速し相互不信が高まり、誤認による偶発戦争も起きうる。それが怖い」と述べています。いまそうした状況が進行していると言えます。

軍事による「抑止」は、必然的に「軍事対軍事」「恐怖対恐怖」の果てしないエスカレーションをもたらすこととなります。よってこの流れを断ち切り、憲法9条を活かした外交努力でアジアの平和を築く道を選択することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

(第325回定例会・発議第2号・安藤晴美外3名提出)

(否 決)

原発回帰ではなく原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換を 求める意見書

政府は、東京電力福島第一原発事故の反省から「原発依存度を低減する」「新增設は考えていない」との方針を堅持してきました。ところが、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的なエネルギー危機や、デジタル化に伴うデータセンターの増設を口実に、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長、原発の新增設などを盛り込んだ「GX脱炭素電源法」の成立を強行しました。更に政府は第7次エネルギー基本計画から、これまで一貫して盛り込んできた「原発の依存度の低減」を外し、「原発の最大限活用」を明記し、名実ともに原発推進政策への転換を進めています。

原発を動かすと発生する使用済み核燃料を再処理して再び原発の燃料にする核燃料サイクル政策は、六ヶ所核燃料再処理工場の本格稼働が27回も延期されるなど頓挫され、使用済み核燃料はたまり続けています。又、再処理された後に発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分地は全くめどが立っていません。

また、地震大国日本でひとたび原発事故を起こせば、とりかえしのつかない被害が生じることは、原発事故から15年たった今なお故郷に戻れない多くの人々が存在するなど、福島の実情から見ても明らかです。原発事故の責任を認めようとしない政府に、原発の運転期間延長・再稼働・新增設を語る資格はありません。

そして、建設コストの上昇と、新規規制基準の下での対策費・維持費が大きくふくらんでいる今、原発は「安いエネルギー」とは言えず、再生可能エネルギー普及の最大の障壁です。決してクリーンでも安全でもなく、低コストでもないことは明白です。

以上の趣旨から以下について要請いたします。

記

- 1 原発推進政策を撤回し、再エネ・省エネ中心のエネルギー政策に転換すること。
- 2 原発の稼働を停止し、原発の再稼働・新增設は認めないこと。
- 3 原発依存から脱却し、原発ゼロに向けた法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

(第325回定例会・発議第3号・安藤晴美外3名提出)

(否 決)

**米国とイスラエルによるイランへの武力攻撃に抗議し、
即時停戦を求める意見書(案)**

米国とイスラエルは2月28日、イランに対して大規模な武力攻撃を行った。子どもを含む多数の民間人が死傷している。イスラエル自身が認めているように、これは先制攻撃にほかならない。主権国家に対する先制攻撃も、国家体制の転覆を図る行為も、明白な国際法違反である。武力行使の禁止や主権平等の原則を明記した国連憲章を踏みにじる暴挙である。

イランの核開発が許されないことは明らかであるが、今回の武力攻撃は、国際原子力機関（IAEA）の査察の全面受け入れにイランが同意し、協議が建設的に進んでいると発信した直後に行われた。これは、イランの核開発問題の解決に向けた外交努力の道を武力によって閉ざすものである。

今回の先制攻撃はイランによる報復攻撃を招き、ホルムズ海峡封鎖という事態にまで至っている。現在の事態の原因が国際法違反の先制攻撃に踏み出した米国とイスラエルにあることは明らかであるが、イランが報復攻撃と称して他国を攻撃することも看過できない。在イラン邦人の救出に力をつくすことが求められている。

日本政府は「力による現状変更は許されない」という立場を堅持してきたはずであり、国連憲章と国際法の立場を日本が投げ捨てれば、国際社会における日本の外交的足場を失いかねない。

このまま武力攻撃が続けば、中東と世界の平和に深刻な打撃をもたらすことは必至であり、エネルギー価格高騰による我が国の経済への打撃も絶対に避けなければならない。日本政府は国連憲章に基づく平和の国際秩序を守る立場に立ち、米国とイスラエルの武力行使に抗議し、武力攻撃の即時中止と交渉解決を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

(第325回定例会・発議第4号・田名部定男外11名提出)

(否 決)

災害対策の充実強化についての意見書（案）

我が国は、地震、台風、火山噴火、豪雨、大雪など多様な自然災害が発生しやすい環境にある。令和6年には能登半島地震及び能登半島大雨災害が複合災害となり、甚大な被害が生じ、現在も復旧・復興が続いている。近年、気候変動の影響とも考えられる災害が頻発しており、今後も増加することを前提として、災害対策を一層推進することが重要である。また、本県においては、令和7年12月8日、青森県東方沖を震源とする大規模地震が発生し、八戸市で最大震度6強を観測したほか、津波警報・注意報も発表され、広域で警戒対応を要する事態となった。被害確認の結果、八戸市のほか、むつ市等県内各地で公共・民間施設の被害や交通への影響が確認されている。

加えて、本県は豪雪地帯であり、令和8年1月下旬以降の大雪では、県が豪雪対策本部を設置し、災害救助法が計21市町村に適用され、自衛隊災害派遣要請も行われた。人的被害も多数に上り、住家・非住家の被害、停電、鉄道の断続運休等、県民生活と地域経済に甚大な影響が生じている。寒冷地において冬季に地震等が発生した場合には、避難所の断熱・暖房なども防寒対策が生命に直結する課題となる。寒冷地・豪雪地帯である本県では、冬季の複合災害も見据えた対策強化が求められる。

こうした中、南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震の発生が懸念されるほか、集中豪雨に伴う大規模な浸水被害や土砂災害、大規模火山噴火の可能性も否定できない。さらに、季節性の大雪災害への対策も手抜かりがあってはならない。

これらの自然災害に対応するため、インフラの老朽化対策や耐震化等のハード対策はもとより、監視・観測体制の強化、避難所の確保・充実、要配慮者の避難支援、災害対応人材の確保など、ソフト対策を含む災害対策の充実強化が喫緊の課題となっている。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、災害から国民の生命と財産を守るべく、災害対策の充実強化を図るため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 気候変動を踏まえた複合災害への対応を強化するため、国の危機管理・防災に関する司令塔機能を強化するとともに、国と地方の役割分担を明確にし、自治体が地域の実情に応じて迅速に対応できる体制を整備すること。
- 2 国と地方の連携を一層強化し、自治体の災害対応力を高めるため、必要な財政措置の拡充を図ること。あわせて、被災者生活再建支援制度の拡充、ボランティア活動への支援強化、災害関連税制の拡充等を推進すること。
- 3 大規模地震・津波・火山災害等に関する防災・減災対策の具体化・推進を行うとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成と実効性確保を全国的に速やかに進めること。
- 4 盛土等の安全確保対策を推進するとともに、豪雪対策特別措置法等を活用し、豪雪から国民生活を守るための財政措置・技術支援を充実させること。あわせて、寒

冷地の冬季災害に備え、避難所の断熱・暖房等の防寒対策の強化を図ること。原発推進政策を撤回し、再エネ・省エネ中心のエネルギー政策に転換すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

(第325回定例会・発議第5号・田名部定男外11名提出)

(否 決)

いじめ対策の強化を求める意見書

令和6年度の文部科学省調査において、全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件、重大事態は1,404件となり、いずれも過去最多となった。いじめは表面化しているもの以外にも未だ認知されていないものがある可能性があり、被害児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし得る重大な人権侵害である。

本県においても、青森県教育委員会の公表資料では、令和6年度はいじめ認知件数は小学校4,297件、中学校1,472件、高等学校157件となっており、いじめ問題への継続的・組織的対応が求められている。

また、被害者や保護者の訴えにもかかわらず、学校側がいじめの状況を十分に把握しようとしなかった事案や、ICT端末やSNSを介した、いわゆる「ネットいじめ」など、いじめの態様は多様化している。

「いじめ防止対策推進法」及び同法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」は、いじめ防止等の対策のための組織の設置や「学校いじめ防止基本方針」の策定等を求めているが、現場の体制整備と運用の徹底、重大事態への適切な対処、関係機関との連携の実効性確保が不可欠である。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、子どもたちが安全に安心して学び生活できる環境整備のため、下記事項について早急に推進するよう強く要望する。

記

- 1 いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、学校いじめ対策組織の機能強化、学校いじめ防止基本方針の実効性確保、教育委員会の責任と役割の明確化を含む体制整備を全国的に徹底すること。
- 2 重大事態について、文部科学省のガイドラインに基づく適切な調査・対応が確実に行われるよう、支援体制の強化、第三者性・専門性の確保、再発防止の徹底を図ること。
- 3 学校、教育委員会、児童相談所、警察、人権擁護機関等の連携を日常的に強化するとともに、教職員定数の改善、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、ICT支援員等の人員確保に向けた予算措置を拡充すること。
- 4 ICTリテラシー教育の充実とともに、SNS等を介したネットいじめの防止・早期把握・対応のための実効的方策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

(第325回定例会・発議第6号・田名部定男外8名提出)

(否 決)

地域公共交通の維持・確保に向けた環境整備を求める意見書

地域公共交通は、通勤・通学、通院、買い物等、住民の日常生活を支える基盤であるとともに、高齢者、障がい者、子ども等、移動に制約のある人々の社会参加を保障する不可欠な社会インフラである。加えて、観光振興、地域経済の維持、災害時の移動手段の確保等、地域公共交通が果たす役割は多岐にわたり、その維持・確保は地域の存続に直結する重要な課題である。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行、自家用車依存による輸送需要の減少、燃料価格や車両価格の高騰等により、地域公共交通を取り巻く経営環境は厳しさを増している。特に運転者等の担い手不足は深刻であり、国土交通省も指摘する通り、全国各地でバス路線の減便・廃止等が相次いでいる。本県においても例外ではなく、慢性的な乗務員不足等を背景とした鉄道路線の休廃止や、路線バスの減便が現実のものとなっている。さらに、冬季は降雪・凍結等により運行負担が増大し、ダイヤの維持や代替輸送の確保が一層困難となる。実際に、令和8年1月下旬以降の大雪では、県内で鉄道の断続的な運休が生じるなど、交通が県民生活に与える影響の大きさが改めて顕在化した。

このような中、地方公共団体においても、不採算路線に対する支援や車両更新への補助、地域の実情に応じた交通サービスの構築等の取組を進めているが、財政基盤が脆弱な地方公共団体にとって大きな負担となっており、地方の努力だけに委ねるには限界がある。地域公共交通は単なる民間サービスではなく、国民の移動を支える公共性の高い社会基盤であり、国が責任を持って制度設計と財政支援を行う必要がある。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、持続可能な地域公共交通を確保するため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地域公共交通の維持・確保を国の重要政策として位置付け、交通事業者に対する支援の拡充とともに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組に対する財政支援制度を一層充実させること。
- 2 担い手不足を解消するため、運転者等の処遇改善、職場環境の改善、多様な人材の確保・育成に向けた実効性のある支援策を講ずること。
- 3 燃料価格や資機材価格の高騰に対応するため、必要な支援を継続的に行うとともに、地域公共交通に係る補助制度について、補助要件の緩和、補助額の上限の見直し等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

青 森 県 議 会

(第325回定例会・発議第7号・田名部定男外11名提出)

(可 決)

豪雪の状況下において建設事業者の工期延長や一時中止指針の適切な運用を求める意見書

今冬は昨年の記録的な豪雪に続き、青森市では1月として81年ぶりに167cmの積雪となり、2月としても歴代4番目となる183cmの積雪を記録し、14年ぶりに自衛隊派遣要請が行われるなど、人的被害が続出する災害級の豪雪状況となっている。

このような中、建設業関係者は各現場での豪雪への対応に加え、それぞれの作業環境に配慮しながら施工の確保に努めているところである。特に除雪作業を担っている建設業者は、工期が定められている工事と除雪作業を同時並行するため、品質や安全を確保した施工に支障を来す事態となっている。

そこで青森県では、県内の建設事業に関しては「1月下旬からの大雪に伴う工事及び業務の一時中止等の措置について」を通知し、除排雪を優先し工事及び業務の一時中止等の措置をとれるように対応してきたところである。

一方で、国からも同様に通知が出されているが、周知不足のため災害級の大雪であっても県内の業者は工期を遵守することを最優先で進めているのが現状である。

今後このような状況が続くと、本県を支える建設業界において働き手や担い手の確保ができず、工期の順守や品質の維持が困難な状況になる恐れがある。

また、集中的な豪雪下では、家屋の倒壊や歩行中の転倒、買い物難民などを生じさせ県民の命に直接的に関わるため、早急な除排雪が求められている。

よって、国においては現下の状況を踏まえ、県民の生活に直結する除排雪業務に関わる建設業者に対し発出されている、除排雪業務を優先し工期の延長や一時中止などの措置を可能とする「発注関係事務の運用に関する指針」を周知し、本県において適切に運用がなされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

青 森 県 議 会

(第325回定例会・発議第8号・田中順三外44名提出)

(可決)

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（旅費）」を付する。

第八条の見出しを削り、同条中「の旅費」の下に「（鉄道賃、船賃、その他の交通費に限る。）」を加え、「別表第二の日額旅費とする」を「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

県議会議員の旅費について、日額旅費の規定を廃止するため提案するものである。

（第325回定例会・発議第9号・田中順三外44名提出）

(可 決)

青森県議会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会議会告示第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

標準都道府県議会議規則の一部改正に伴い、産前期間に係る欠席届の対象を改めるため提案するものである。

（第325回定例会・発議第10号・田中順三外44名提出）